

中国における優秀教員表彰制度に関する考察

呉, 会利
九州大学大学院人間環境学府 : 修士課程

<https://doi.org/10.15017/18560>

出版情報 : 教育経営学研究紀要. 13, pp.75-84, 2010-09. The Laboratory of Educational Administration, Educational Law, Graduate School of Kyushu University

バージョン :

権利関係 :

中国における優秀教員表彰制度に関する考察

呉 会利
(九州大学／大学院生)

- I 本稿の意図
 - II 優秀教員表彰制度の概況
 - III 優秀教員の表彰状況と処遇
 - IV 優秀教員表彰制度の展望
- 【付録】「教師和教育工作者奨励規定」の全訳

I 本稿の意図

中国においては、教育費不足と教員の質向上が重要な政策課題であり、解決すべき問題とされている。その背景には、1966年から1976年の10年間の文化大革命期にブルジョア知識人として教員は批判の対象とされ、経済的処遇も充実していなかったために人材が確保できなかった状況がある¹。しかし、その後教員の身分改善・地位向上、教員の資質向上、処遇の改善に向け、多くの重要な教育政策が立案され、法令が制定された。そのうち、本稿にて取り扱う優秀教員表彰制度に関連しているのは「中国教育改革と発展要綱」（1993年2月13日）、「中華人民共和国教師法」（1993年10月31日）、「中華人民共和国教育法」（1995年3月15日）等の法律²や、具体的な実施法令である「嘉獎優秀教師和教育工作者暫行法」（1989年2月16日）、「教師和教育工作者奨励暫行規定」（1992年10月26日）、「教師和教育工作者奨励規定」（1998年1月8日）³等の制定である。

中国の優秀教員表彰制度は上述の法令に基づき1980年代より始まり、優秀教員の実績は新聞や雑誌、中国の教育行政をつかさどる国家教育部のホームページに多く掲載されている。しかし、優秀教員の選考や待遇に関する研究は少ない。現在北京師範大学教授の牛志奎は表彰制度の積極的な意義や表彰制度の問題点を明らかにしている⁴。また、大塚豊は優秀教員の表彰を非日常的な評価と位置づけ、90年代を中心に若干検討している⁵。これらの研究は参考になるが、必ずしも優秀教員の選考方法及び待遇を詳細に考察しているとはいえない。そのため、本稿は優秀教員表彰制度の目的、条件、方法、被表彰教員の扱い及び現行表彰制度への評価等を考察したうえで、優秀教員をめぐる制度の課題を明らか

にするとともに、今後の制度の発展方向を模索する。中国の優秀教員表彰は国レベルと地方レベルに分けて行われているが、主導地位にあるのは国レベルの表彰であり、地方レベルの表彰は国レベルの実施状況を参考にしながら行われている。このため、本稿の対象は国レベルの優秀教員表彰に絞っている。

II 優秀教員表彰制度の概況

1. 表彰制度の目的

表彰制度の設立目的は「我国の教師と教育工作者が長期的に教育事業に従事するよう励ますため、優れた教育研究や教育実践を行った教員の功績を称えるためである」（「教師和教育工作者奨励規定」（付録、筆者全訳参照）第一条）。この内容の中、特に「長期的に教育事業に従事する」ことに興味深く、教員の転職・離職を防止するためと考えられる。

具体的な運用の通知を見ると、「教壇に立っている教師を対象として、特に条件の苦しい農村地区、少数民族地区の学校への勤務を推奨する。県・鎮以下（県・鎮が含まない）⁶の農村小中学校の教師が推薦人数の35%以上（北京・天津・上海が約15%）を占め、義務教育学校の教師が50%以上を占め、中等職業学校の教師が8%以上となるものとする。都市小中学校の教師には同条件の場合、農村学校での仕事経験を持っている教師を優先に推薦する」⁷とされており、国家教育部は優秀教員表彰制度を通して、農村地区に重点を置いていることが読み取れる。

さらに、表彰制度の実施は当該教員の功労・実績の顕彰、職務意欲の高揚、教員模範の推奨、教

員資質の向上（教師陣の構築）、教育の発展・振興等に積極的な役割を果たしていると考えられる。この役割を最大程度まで発揮するため、様々な関連要素を考慮しなければならない。それはどれほど実現できるかは表彰制度の選考条件、選考の公正性・透明度、受賞者の扱いなどによるものと考えられる。

2. 表彰の条件及び選考の方法

「教師和教育工作者奨励規定」の第三条（付録参照）では優秀教員の選考条件を明確にしている。基本条件は、社会主義を愛し、共産党の路線を堅持し、人民の教育事業に忠誠を尽くし、模範として職責を履行し、良好な職業道徳を持つこと、且つ下記条件の一つを満たすことである。

①全面的に教育方針を貫徹し、素質教育思想を堅持し、生徒を愛し、生徒の全面成長に関心を持ち、授業を通して生徒を育て、生徒のよい手本になり、人材育成に関する優れた業績を有する；

②真剣に教育・教学工作任務を完成し、教学改革、教材編成、実験室整備、教育・教学質の向上に関する優れた業績を有する；

③教育・教学研究、科学研究、技術拡張等の方面に創造性のある成果をあげ、比較的な大きな科学価値或は経済効果、社会効果を持つ；

④学校管理、サービスと学校構築方面に優れた業績を有する。

選考方法について同規定では明確にされておらず、教育部が表彰を行う前に発布する通知で説明されている。表彰決定までの流れとしては、まず、国家教育部は5月中旬頃に「教育部〇〇年度全国優秀教師と全国優秀教育工作者の選考・表彰通知」を出す。この通知には、方法だけではなく、表彰定員、対象、条件及び推薦方法、奨励方法などの内容が細部にわたり含まれている。次に、各地の教育行政部門は通知の内容を理解した上で、地方の実情と照らし合わせ、推薦制により相応しい教員を選出し、且つ選考の公正性と透明性を保障するため、必ず名簿を公示してから上級教育行政部門に提出する。各省からの国家教育部への優秀教員候補者及びその実績報告の提出は7月中旬ごろまでであり、ほぼ2ヶ月かかる。最後は国家教育部が表彰予定者の名簿を公示したうえ、9月初めに表彰者を決定する。9月10日前後、北京で表彰大会を行う。

に表彰者を決定する。9月10日前後、北京で表彰大会を行う。

上記の過程の中で、教員が推薦される理由、即ち優秀教員の基準については、様々な意見が存在している。ここでは、華東師範大学教授の叶瀾の意見を引用し、ケースを分析しながら検討してみたい⁸。

叶瀾教授はその著書において以下のように提示している。

- ア 心身ともに学生及び学生の勉強に取り組む
- イ 学科知識と教材・教授法に詳しい
- ウ 学生の勉強を管理・監督する
- エ 自分自身の教学実践から習得・総括する
- オ 教師は「学習村」⁹のメンバーとして
 - (i) カリキュラム分析・開発、学校教育活動における協調、学校専任教師の専門性向上と学校の重要活動への役割を果たす
 - (ii) 保護者と連携し、学校改善のために貢献する
 - (iii) 効果的に地域の資源を活用する

具体的に優秀教師の例を通して、考察してみよう。

20回目の「教師の日」である2004年9月10日に、北京で国家教育部主催の全国優秀教師師徳報告会が行われた。報告会では特に優秀だと評価された元北京市第二実験小学校教師霍懋征、江西省永修県柘林鎮黄岭小学校太陽山教学拠点教師邹有云、上海市尚文中学校教師黄静華、湖南省郴州市蘇仙区塘溪郷五馬垅小学校教師盘振玉、北京師範大学教授林崇徳が「愛の教育」をテーマとした報告をしている¹⁰（表1参照）。報告会が終わった後、教育部長周済は「教育事業の発展は固く教師に頼り、教師陣をよりよくしなければいけない。師徳が教師としての最も重要な素質で、師徳建設の向上は教師陣の建設にとって、永遠な主題と重点である。全国の教育界で優秀教師に学ぶ活動を展開し、教員のみんなが優秀教師を目指せというブームを盛り上げている。教育活動での勉強を通して、生徒指導、率先垂範の使命感と責任感を強め、人民に奉仕する教師になり、人民に満足してもらえる教師になる」と発言した。なお、全国優秀教師師徳報告会は上海、四川、湖南、江西等の省（市）でも開催され、師徳の啓発がなされている。

表 1 優秀教師のプロフィール

	基本情報	職務状況	業績・成果	受賞状況	その他
霍懋征	1921年9月、山東省の教師家庭に生まれ、1943年に北京師範大学の数学学部を卒業、北京師範大学の第二附属小学校(現在の北京第二実験小学校)の教師になった。	60年間の仕事経験で、国語・数学の教学に独特な風格を持つ「講読法」を創立、教学規律中の重点・難点をつかみ、学生の実際、教材の実際から出発、学生の勉強を指導。良い効果を獲得した。	主要著書：『班主任工作札記』『语文教学资料』『霍懋征语文教学经验选编』『霍懋征小学语文教学经验谈』等。全国各種の新聞・雑誌で論文を数十篇発表した。	1956年に全国特級教師の称号を獲得。北京市模範教師、北京市婦女模範(原語は"三八"紅旗手)、全国婦女模範等多くの荣誉称号。	モットー： 「教育できない生徒はいない」。
邹有云	1974年春、江西共産主義大学の云山分校を卒業、江西省永修県柘林鎮黄岭小学校(僻地)の教師になった。半年後、20歳のとき、自ら志願して太陽山に入った。	30年間の間、朝5時頃に起き、妻と一緒に家事を終わらせ、7時に同村の生徒を連れて教学拠点に赴き、歩いて1時間余りかかる。午前の授業が終わった後、生徒のため、昼食を温めたり、宿題をチェックしたり、授業の準備をしたりする。午後4時放課後、生徒を連れて帰る。	最初は太陽山教学拠点には学生が12人しかいなくて、邹有云の努力で40人以上に増えた。太陽山の適齢児童の入学率が年々100%に達している。20人以上の生徒が大学・専門学校に入学した。	全国模範教師、全国小中学校道德教育先進工作者	30年間の月収は45元から668元に上がった。彼の妻は1984年から無報酬で生徒生活の世話と一部課程の兼任を始めた。
黄静華	1972年1月に上海尚文中学校に配属され、国語の教師になった。	33年間のクラス担任。愛を込める教育で学生の心に隠れている向上の火花を燃やすのは彼女の追求である。	主要著書：『班主任日记』『爱的心泉』。黄浦区教育局の応援で、名師ワークルームを成立し、数年間の経験を若い教師に伝授。	全国先進工作者、特級教師	「生徒に幸せを感じさせる」ことは彼女が教師という職業への解釈である。
盘振玉	16歳から湖南省郴州市蘇仙区塘溪郷五馬垅小学校(僻地)の唯一の教師になり、生徒学習面の面倒だけではなく、生活面までも見ている。	22年間、大瑶山地に根を下ろし、心血を注ぎ、黙々として献上しており、恨みも後悔もせず、少数民族言語と標準語の二言語で生徒を教えている。	22年間、大瑶山から260人の生徒を送り出し、13人が大学に入学した。教師の努力で、10数年以來、この貧しい僻地の適齢児童の入学率は100%に達した。	全国模範教師、全国小中学校優秀クラス担任、2003年に湖南省政府から「農村教師突出貢獻獎」を授与された。	保護者：子どもを教師に頼めれば、非常に安心。生徒：多くの思い出がだんだん忘れてしまったが、教師に対する記憶のみは一生に忘れられない。村幹部：知識で運命を変えることは教師に教えてもらった。夫：彼女と大瑶山をよくする。

※関連の新聞記事(「小学教育家霍懋征簡介」、「30年心灵守候——记全国模範教師、江西省永修县柘林鎮太陽山教学点教師邹有云」新華网南昌12月2日、「特級教師黄静華」『人民日報』2004年12月7日、「盘振玉：一人撑起瑶家小学」『中国教育報』2004年12月7日)を参照した上で、筆者が作成。

表1の内容から分析すると、4人の教員は全て長期的（およそ20、30年以上）に生徒を管理・監督しながら、学生の指導に献身的に取り組み、自己の経験から独自の教授法を作成し、「学習村」のメンバーとして著しい成果をあげた。また、盤振玉と邹有云は長く僻地で教育活動をしており、人手不足のため、家族までも携わらせている。この点、都市部の教員である霍懋征と黄静華と比べると、相違が見られる。同じ優秀教師であっても、都市部と農村部の教員に対するイメージが異なっている。

前述の叶瀾教授の主張は一般的な優秀教師の理想像と言える。教員は優秀教師の理想像を目指しながら、所属校の実情に合わせ、自分なりの特徴を発揮するのは大切だと考えられる。

ところで、日本における優秀教員の基準として、以下の「教職に対する強い情熱」「教育専門家としての確かな力量」「総合的な人間力」という三つの面が強調される¹¹。

ア 教職に対する強い情熱

教師の仕事に対する使命感や誇り、子どもに対する愛情や責任感、常に学び続ける向上心など。

イ 教育の専門家としての確かな力量

子ども理解力、児童・生徒指導力、集団指導の力、学級作りの力、学習指導・授業作りの力、教材解釈の力など。

ウ 総合的な人間力

豊かな人間性・社会性・常識と教養、礼儀作法をはじめ対人関係能力、コミュニケーション能力などの人格的資質、教職員全体・保護者・地域と協力する力など。

この内容は2005年に日本文部科学省(中国の国家教育部にあたる)に設置された中央教育審議会が「新しい時代の義務教育を創造する」という答申で明示した優れた教師のイメージである。そもそも、中国では教員が優秀教師を目指しながら、よりよく日常の教育活動を展開するため、現在、規定に書かれた優秀教師の条件をさらに具体化し、一般的な優秀教師像を明確化する必要があると考えられる。

III 優秀教員の表彰状況と処遇

1. 表彰状況

前述のように、優秀教員の選出・表彰には全国レベルと地方レベルがあり、全国レベルの場合は1986年以来2年又は3年ごとの不定期で行われている。1986年から前回の表彰の2009年まで、5万弱の全国優秀教員が表彰され、省・市・自治区・直轄市、県レベルの奨励基金で表彰された教員を含めて300万人、20年間にわたり、25%以上の教員が奨励されている¹²(1998年から2009年までの全国優秀教員表彰状況は図1参照)。

なお、25回目の「教師の日」(2009年9月10日)の前日の9月9日に、優秀さを表彰するため、人民教師の高い道徳と貢献精神を大いに発揚するため、より一層教師と教育従事者が崇高な職業理想を樹立することを励まし、全部の精力とあふれるばかりの熱意を教育事業に捧げ、教師尊重・教育重視という良好な社会雰囲気を作るため、中国人力資源和社会保障部と教育部が連携し、「全国模範教師」と「全国教育系統先進工作者」831名を表彰した。また、教育部が「全国優秀教師」と「全国優秀教育工作者」2014名を表彰した(2009年の学校別、省別表彰状況は表3、図2参照)。そのうち、「全国優秀教師」と「全国模範教師」の表彰対象が同じで、「全国優秀教育工作者」と「全国教育系統先進工作者」が一緒である(表2参照)。但し、「全国模範教師」と「全国教育系統先進工作者」の選考条件が更に厳しい。

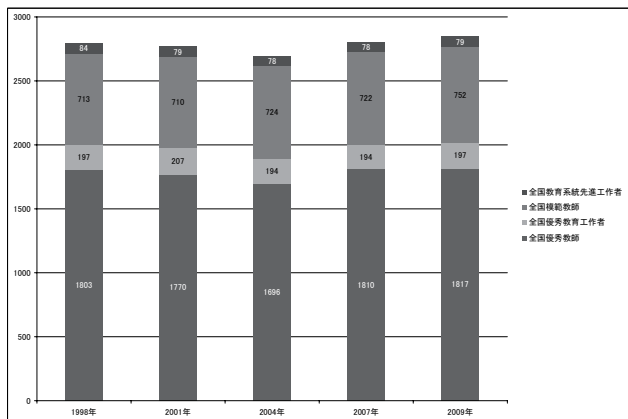
表2 各称号の表彰対象

称号	表彰対象
全国優秀教師	各級各種学校の専任教師全員
全国優秀教育工作者	学校校長、教育行政部門幹部及び教育機構管理者
全国模範教師	各級各種学校の専任教師全員
全国教育系統先進工作者	学校校長、教育行政部門幹部及び教育機構管理者

選出の比率については「全国優秀教師」「全国優秀教育従事者」の場合は教員1万人当たり2人以内、「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の場合は教員10万人当たり6人を超えないことが「教師和教育工作者奨励規定」に規定されている。優秀教員の表彰人数は約2800人で、ほぼ一定で

ある。2009 年は例年と比べ微増しており、特に模範教師の増加が著しく、前回の 2007 年より 30 人多い (図 1)。

図 1 全国優秀教員表彰状況の推移



※受賞者リストを参考して筆者が作成。

表彰の対象は幼稚園から小中学校、高校、専門学校、大学、特殊学校、教育行政までの教員、研究者、管理職、職員であり、ほぼすべての職種が含まれている。そのうち、特に小中学校の教員が多い (表 3)。

表 3 2009 年学校別の優秀教員表彰一覧

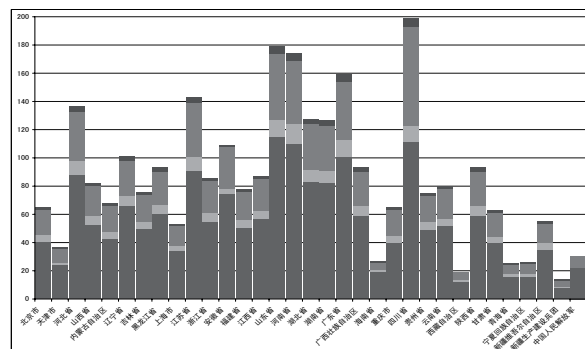
	全国優秀教師	全国優秀教育従事者	全国模範教師	全国教育システム先進工作者	合計
幼稚園	19	3	7	0	29
小学校	549	20	235	8	812
中学校・高校	778	62	328	35	1203
専門学校・大学	457	63	176	22	718
特殊学校	11	0	6	0	17
教育機構	3	49	0	14	66

※受賞者リストを参考して筆者が作成。

優秀教員の表彰人数は省によってかなりの差が見られる。前回の 2007 年のデータでは、上位 5 省は山東省、河南省、広東省、四川省、江蘇省であるが、2009 年は四川省、山東省、河南省、広東

省、江蘇省の順になっている。四川省が 4 位から 1 位となった理由は 2008 年の大地震と関わっている。地震の際、生徒の命を守るため、尽力した先生 16 名が 2009 年の模範教師 (教育領域の地震救済者) として表彰された。

図 2 2009 年各省優秀教員の表彰状況



※受賞者リストを参考して筆者が作成。

2. 被表彰教員への扱い

全国優秀教師の代表は北京にて行われた表彰式にて、自分の事績を紹介し、国家主席、総理等のリーダーに接見される。その名誉だけではなく、優秀教員に一定の処遇がなされている。「全国優秀教師」「全国優秀教育従事者」「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」には証書と一回の奨励金が授与される。賞金に関しては、「教師和教育工作者奨励規定」に具体的に決まっていなかったが、2007 年、2009 年の実情は「全国優秀教師」は 3000 円で、「全国模範教師」5000 元となる。ちなみに、2008 年の国有企業・政府機関の職員の平均給与は以下通りである (年額:元)。

全業種平均	教育全機関	高等教育機関	初級・高級中学	小学校
31,005	30,316	44,995	29,910	26,370

※出典：国家統計局『中国統計年鑑 2009』

また、「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」は関連文書の規定により、省 (部) 級労働模範と先進工作者と同等の人事上の処遇を享受する¹³。被表彰者の事績と受賞状況を本人の行状記録に載せて、査定、昇進・昇給の重要依拠として取り扱う。表彰制度は内外にその存在を知られ、被表彰者にとっては自らの功績や努力が外部から認められ精神的に励まされる機会にはなるが、実質的な利益を享受するわけではない。中国政府は優秀な教員を継続的に確保するため、奨励金を上げる

可能性も見られる。2007年12月、国務院（日本の内閣に当たる）は2008年1月より優れた実績や能力のある教員に称号として付与される「特級教師」¹⁴の手当てを1人当たり毎月80元（1200円）から300元（4500円）に引き上げることを発表した。2008年1月1日付けの『中国教育報』はこの措置について、各種の優秀な人材を長期的に且つ生涯にわたって教職に従事させるための方策であるとともに、教員全体の資質の向上にとっても、教育事業の発展にとっても特級教師が重要な役割を担っているとの考えを国務院が持っていることを示すものだとしている。

IV 優秀教員表彰制度の展望

1. 制度の成果と実施上の課題

中国の表彰制度は1980年代初から、20年を経て、基本的に整備されたことを明らかにした。表彰の対象から見ると、幼稚園から大学までの教員、研究者、管理職、職員といったほとんど全ての職種が表彰の対象となっている。1998年から3年毎に優秀教員の表彰式が北京で行われ、表彰状況がマスコミに報道されている。現在、教員だけではなく、全社会から優秀教員への注目度が高くなってきた。中国現行の優秀教員表彰制度は全体からいけば教師陣の構築、教員資質・意欲の向上、教育の発展・振興までに積極的な役割を果たしているが、牛志奎の研究で明らかにいくつかの課題もされている¹⁵。

第一に、教員表彰の形骸化等の問題を指摘しなければならない。例えば、学校側は教員が分からないうちに、当局に推薦リストを提出した。また、今日においても教員給与の不払い問題が存在している。教員の最も基本的な権利を保障できないならば、教員にとって表彰の意味があるはずがない。

第二に、優秀教師の内陸から沿海へ、農村から都市への移動の深刻化を意識しなければならない。優秀教員表彰の大事なことはその名誉の存在であり、適当な物質奨励も当然重要である。しかし、近年経済力を持つ学校と地方当局は優秀人材を集めるため、高額な賞金や優遇政策を打ち出した。近年では、普通の教員年収の10倍から100倍位の金額で優秀教師、管理職を募集している学校と地

方当局もある。このまま進めば、優秀教師の内陸から沿海へ、農村から都市への移動の深刻化は中国の社会問題になる恐れがある。それに、教育への市場原理の導入、高給与招聘、高額奨励等の措置の裏には社会の拝金主義を助長することになってしまう可能性が非常に高いことを認識しておくなくてはならない。

第三に、義務教育段階の教員表彰を重視しなければならない。これまで、中国は高等教育に力を入れているのであるが、今後、基礎教育段階の義務教育の重視を強調しなければならない。

そのほか、優秀教員選考の過程では教員が受動的な地位に立ち、積極的に参加できない課題も関係者に注目されている。現行の優秀教員表彰制度に認められているのは学校、教育委員会の推薦で、自己推薦制を活用している地域は見られない。このことは教員の優秀教員選考への参加を妨げるに違いない。選考方式において教職員の応募への志気を高めることの工夫が必要である。

2. 残された研究課題

以上のように、本稿は「教師和教育工作者奨励規定」の内容を参照しながら、表彰制度の目的、条件、方法、表彰の実績について考察した。

今後の研究課題としては、まず教員の表彰制度への認識を把握するため、様々なルートを通して、表彰制度に関する意見を聴取する。それと同時に、インタビュー調査を実施したい。現時点の考えにおいて、以下の内容を問題に挙げたいと思う。

- ア 表彰制度を十分に理解しているか
- イ 表彰制度のメリット、デメリットについて、どう思うか
- ウ どのような教員が優秀教員だと言えるか（学生の意見も聞きたい）
- エ 優秀教員はどんな存在だと思うか（優秀教員と普通教員の意見を分けて、結果を纏める）
- オ 被表彰教員の扱い
- カ 現行の優秀教員表彰制度について、自由に意見を述べさせる。

さらに、以下で列挙する残された研究課題を今後の研究にてより一層深めたい。

Ⅱの1では、表彰制度の目的について考察したが、どのようにその目的を最大に発揮できるかは

仔細に検討する必要がある。

同じく2では、表彰条件及び選考方法について述べた。「教師和教育工作者奨励規定」に書いた選考条件は間違いないものの、曖昧である。具体的な優秀教師の基準について、前述の叶瀾教授以外、ほかの数人の専門家の主張を考察したうえで、模索してみたい。

Ⅲの2の被表彰者の扱い及び活用について、仔細に踏み込んだ研究が必要である。

また、現行表彰制度への評価について、インタビュー調査の結果を踏まえ、研究を深化させたい。

【注】

1. 『諸外国の教育改革の動向』6カ国における21世紀の新たな潮流を読むという図書を参照している。
2. 「中華人民共和国教師法」の第七章、「中華人民共和国教育法」の第十三条に優秀教員の表彰・奨励が提示されている。
3. 現在しているのは1998年1月8日に発布された「教師和教育工作者奨励規定」だけである。「教師和教育工作者奨励暫行規定」と「教師和教育工作者奨励規定」の発布に伴い、「嘉獎優秀教師和教育工作者暫行法」と「教師和教育工作者奨励暫行規定」がそれぞれ1992年10月26日、1998年1月8日に廃止された。
4. 牛志奎「中国における教員表彰制度に関する考察」『教育実践学論集』第4号2003年3月、p.1。
5. 大塚豊「中国における教員の評価」佐藤全・坂本孝徳編著『教員に求められる力量と評価—日本と諸外国—』東洋館、1996年、pp. 235-236。
6. 中国の行政区分は、原則的に省級、県級、郷級という三つの行政区画からなっている。本文の県・鎮はそれぞれ県級、郷級にあたる。
7. 国家教育部「2009年度全国優秀教師と全国優秀教育工作者の選考・表彰通知」
8. 叶瀾『教師角色与教師發展新探』教育科学出版社、2005年。
9. 比喩的な言い方であり、学校のことを指している。
10. 霍懋征先生が「愛がないと教育もない」ことを強調し、邹有云先生が「愛の光で深山を明かそ

う」を提唱し、黄静華先生が「心で生徒の人々を愛する」ことを大事にしており、盘振玉先生が「大山のような心持で愛を大瑶山まで広げ続ける」こと、林崇徳先生が「師愛は師徳の魂だ」と述べた。

11. 中央教育審議会答申「新しい時代の義務教育を創造する」、2005年。

12. 「中国教師奨励基金」の報道による。

13. 毎月120元の栄養手当を享受する。且つ、1989年末前に称号を得た場合は更に毎月30円を増加する。

14. 初等中等学校教員は学歴、教職歴、勤務成績などにより3級、2級、1級、高級の4級に格付けされているが、「特級教師」はこうした格付けとは別に顕著な実績・能力のある教員に対して授与される称号である。1978年に導入され、特級教師になると高級教師より高い社会的地位を得、より良い経済的処遇を受ける。

15. 牛志奎、前掲論文、p.6。

【参考文献】

- ・「教師和教育工作者奨励規定」1998年 付録として、筆者の全訳掲載。
- ・「发挥优秀教师的引领示范作用」『中国教育報』2007年9月10日第3版。
- ・叶瀾『教師角色与教師發展新探』教育科学出版社、2005年。
- ・中共教育部党组关于向霍懋征、邹有云、黄静华、盘振玉、林崇徳五位模范教师学习的决定、2004年11月2日
<http://教育部.cn/edoas/website18/04/info8404.htm>。
- ・周济同志在全国优秀教师师德报告会上的讲话
<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/31/info12331.htm>。
- ・全国优秀教师师德报告之一没有爱就没有教育、教育部2004年12月14日
- ・全国优秀教师师德报告之二让教育的阳光照亮深山、教育部2004年12月14日
- ・全国优秀教师师德报告之三用心去爱每一个学生、教育部12月14日
- ・全国优秀教师师德报告之四一切为了大瑶山的孩子、教育部12月14日

全国优秀教师师德报告之五严慈相济 甘为人梯、教育部 12 月 14 日

<http://www.cugb.edu.cn/Cugbnews/ReadNews.asp?NewsID=782>。

・「努力做为人民服务、让人民满意的教师——邹有云、黄静华、盘振玉作客人民网强国论坛」、2004-12-16

<http://www.moe.edu.cn/edoas/website18/66/info7666.htm>。

・《中国教育报》2004 年 12 月 7 日第 1 版。

・盘振玉：一个人、24 年如一日的坚守、中国教育新闻网 2006 年 9 月 10 日

http://www.jyb.cn/ztxwzt/gnjyzt/2006/20060910/jsfc/t20060910_36082.htm。

・文部科学省『諸外国と教育動向 2008』明石書店、2008 年。

・文部科学省生涯学習政策局調査企画課『諸外国の教育改革の動向』6 カ国における 21 世紀の新たな潮流を読む、平成 22 年 4 月。

・八尾坂修編著『教員人事評価と職能開発—日本と諸外国の研究』風間書房、2005 年。

・大塚豊「中国における教員の評価」佐藤全・坂本孝徳編著『教員に求められる力量と評価—日本と諸外国—』東洋館、1996 年、pp.227-243。

・大塚豊「中国の教員人事」佐藤全・若井彌一編著『教員の人事行政—日本と諸外国』ぎょうせい、1992 年、pp.361-379。

・牛志奎「中国における教員表彰制度に関する考察」『教育実践学論集』第 4 号 2003 年 3 月、pp.1-8。

・劉占富「現代中国の教員評価制度」『東京大学大学院教育学研究科紀要』第 46 卷、2006 年、pp.429-440。

付録

「教師和教育工作者奨励規定」の全訳

1998 年 1 月 8 日発布

第一条 我国の教師と教育工作者が長期的に教育事業に従事するよう励ますため、優れた教育研究や教育実践を行った教員の功績を称えるため、「中華人民共和国教師法」に基づき、本規定を制定する。

第二条 國務院教育行政部門は長期的に教育教學、科学研究と管理、服務工作に従事している且つ顕著な成績を得ている教師と教育工作者に「全国優秀教師」と「全国優秀教育工作者」の榮譽称号を授与し、相応な賞状と証書を授ける。また、國務院教育行政部門と國務院人事部門が貢献者に「全国模範教師」と「全国教育部門先進工作者」の榮譽称号を授与し、相応な賞状と証書を授ける。

第三条 「全国優秀教師」と「全国優秀教育工作者」の基本條件は、社会主義を愛し、共産党の路線を堅持し、人民の教育事業に忠誠を尽くし、模範として職責を履行し、良好な職業道徳を持つこと、且つ下記条件の一つを満たすこと。

(一) 全面的に教育方針を貫徹し、素質教育思想を堅持し、生徒を愛し、生徒の全面成長に関心を持ち、授業を通して生徒を育て、生徒のよい手本になり、人材育成に関する優れた業績を有する；

(二) 真剣に教育・教学工作任務を完成し、教学改革、教材編成、實驗室建設、教育・教学質の向上に関する優れた業績を有する；

(三) 教育・教学研究、科学研究、技術拡張等の方面に創造性のある成果があがり、比較的な大きな科学価値或は經濟効果、社会効果を持つ；

(四) 学校管理、服務と学校構築方面に優れた業績を有する。

第四条 「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」と「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の奨励が 3 年ごとに該当年教師の日に表彰を行う。

第五条 各省・自治区・直轄市の教育行政部門が国務院教育行政部門に「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」と「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」を推薦し、比率を本地区教員1万人当たり2人以内に控え、また「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の場合は本地区教員10万人当たり6人以内に控える。解放軍、武装警察部隊の奨励候補者の推薦比率が別途規定する。

第六条 「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」の奨励は国務院教育行政部門と全国教育労働組合、中国小中学校幼児教師奨励基金会が統一的に組織・牽引する。「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の奨励は国務院教育行政部門と国務院人事部門が統一的に組織・牽引する。国務院教育行政部門と国務院人事部門が各省・自治区・直轄市と解放軍、武装警察部隊の推薦奨励候補者を審議・批准する。

各省・自治区・直轄市の教育行政部門が当地教育労働組合、教師奨励組織政府人事部門と当地区の「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の奨励候補者を審議・推薦する。

解放軍総政治部が解放軍と武装警察部隊の奨励候補者を審議・推薦する。

第七条 国務院教育行政部門と国務院人事部門が「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の賞状と証書を頒布する。国務院教育行政部門または省・自治区・直轄市人民政府、解放軍総政治部に依頼して、「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」の賞状と証書を頒布し、且つ該当年教師の日に表彰式を行う。国務院教育行政部門と国務院人事部門が統一的に「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の賞状と証書を制作する。国務院教育行政部門が統一的に「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」の賞状と証書を制作する。

第八条 教師への奨励は精神及び物質の両方での奨励原則を堅持する。「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」と「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」が国務院教育行政部門と中国小中学校幼児教師奨励基金会に頒布された一回の奨励金を享受する。また、「全国模範教師」「全国教育部門

先進工作者」は人事部人核培発の〔1994〕4号文書の規定により、省（部）級労働模範及び先進工作者と同等の人事上の処遇を享受する。未だ職務給料制度は実行されていない民弁教師が「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」の荣誉称号を獲得する場合は昇進・昇級の奨励具体方法は各省・自治区・直轄市により制定される。

第九条 「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」と「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」の受賞者の実績と受賞理由を本人の行状記録に記載して、査定・聘任、昇進・昇給の重要依拠として取り扱う。

第十条 「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」または「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」の荣誉称号の受賞者には下記行為の一つを有する場合は所在省・自治区・直轄市の教育行政部門、解放軍総政治部から相応の授与機関に報告し、あの称号を撤去し、且つ相応の待遇を取り消す。

(一) 表彰奨励活動に栄耀称号を獲得するため、虚偽の資料を提出する場合；

(二) 「全国模範教師」「全国教育部門先進工作者」または「全国優秀教師」「全国優秀教育工作者」の荣誉称号の条件を喪失する場合。

第十一条 本規定は「教師法」の適用範囲である各級各類学校及び他の教育機構の教師と教育工作者に適用する。

第十二条 各省・自治区・直轄市と国務院の関係部門、解放軍総政治部は本規定を参照し、実情に照らし、所属学校と他の教育機構の優秀教育と教育工作者を奨励する。各省・自治区・直轄市と国務院の関係部門、解放軍総政治部が具体方法を制定する。

第十三条 国務院教育行政部門が本規定の説明に責任を負う。

第十四条 本規定が発布日より施行する。「教師和教育工作者臨時規定」を同時に廃止する。